

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を
改正する政令（案）」に対する意見募集について
(国内希少野生動植物種の追加等)

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	0 通
郵送	0 通
電子メール	96 通
計	96 通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係る意見 101 件
- ・その他の意見 40 件

2 意見等の概要と意見に対する考え方について

	意見概要	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【改正政令案に係る意見】				
1	今回の 63 種の国内希少野生動植物種への指定に賛成する。	2	・固有種や、洞窟に生息する生物、淡水魚など保護の必要性の高い種が多くあり、これらの指定は重要。	今回の施行令改正に賛同する意見として承りました。
2	特定第二種国内希少野生動植物種の指定に賛成する。	5	・近年、インターネットによる売買が簡単にできるようになり、採取圧が大きくなっているほか、乱獲も確認されている。	今回の施行令改正に賛同する意見として承りました。
3	各地域に存在する絶滅危惧種の数のバランスに配慮した指定として頂きたい。	1	・国内希少野生動植物種に指定される 63 種の内、分布域が九州・沖縄地域の種が約 40 種であり、指定の少なかった地域でも重要な種が危機に瀕しているケースが多数あると考えられるため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
4	(コウモリ 3 種について) 指定に賛成。た	2	・洞窟性コウモリは休息・繁殖を洞窟で行い、その周辺で採餌をす	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	だし保全策として洞窟の立ち入り規制、洞窟周辺の環境の保全やモニタリングが必要。		るため。 ・特に繁殖洞が重要であり、これの攪乱や消失が脅威であるため。	
5	(クロツラヘラサギについて) 民間によって整備されている傷病個体の受け入れ、リハビリのための施設について、国がサポートされたい。	1	・指定により譲渡し等が規制されるため。 ・種の保存に対して、民間の主体の参画、協力を促進させる効果が見込めるため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
6	(シマクイナについて) 個体数調査を実施すべき。また繁殖地及び越冬地の好適な生息環境の把握、生息が脅かされるような環境に対する保護対策を要望する。	1	・近年、夏季の生息やヒナ連れの親子が確認された。本種の分布はユーラシア大陸の極東域に限られ、日本国内で繁殖・越冬するシマクイナは種全体として見ても貴重なため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、近年の生息状況等の調査結果については既に情報収集を実施済みです。
7	(シマクイナ及びオオヨシゴイについて) 捕食者対策も検討されたい。	1	・生息地がミンクと被っており、捕食されている可能性があるため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
8	(アカコッコについて) 外来種対策を中心とする保護増殖事業の実施を望む。	1		ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
9	(オオヨシゴイについて) 個体数調査を実施すべき。	1	・シマアオジ以上に個体数が少ないため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、近年の生息状況等の調査結果については既に情報収集を実施済みです。
10	(オオヨシゴイについて) 各国と協力し、本種の保全を実施す	1	・本種は国内で急激に減少しており、その理由としてマレーシアやフィリピンなど、国外越冬地の環	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	べき。		境悪化の影響も大きいと思われるため。	
11	(サキシマカナヘビについて) なぜ(特定第一種や特定第二種ではない) 国内希少野生動植物種に指定するのか。	6	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は適正な環境下では非常に繁殖力が強い。 ・飼育下の個体は生息域外保全個体に相当すると考えられ、飼育下で繁殖した個体の譲渡が出来なくなれば生息域外保全個体が失われる。 ・飼育下繁殖個体が流通した場合にも保全上の懸念がない。 ・個体数が多いため。 ・国外での商業目的による取引を規制するのであればワシントン条約付属書 I に指定することで防ぐことができるため。 ・飼育することで分かる魅力があり、飼育をできるようにすべきであるため。 ・本種は隠遁性及び逃走能力が高く、商業目的による大量採集には向かないため捕獲圧により減少していない。 ・本種は大量に消費される種ではない。また販売されている個体のほとんどは飼育下繁殖個体。 ・すでに市条例で捕獲を禁止されているほか、捕獲が禁止されていない地域では個体数の減少を示すデータがないため。 	本種はペットとしての人気が高く、国内外で高価格で取引されており、販売されている個体の中には野外捕獲個体も含まれることが確認されています。また、国民からも国内希少野生動植物種への指定の提案が出されています。このような状況を踏まえ、有識者の意見も聞いた上で、国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。
12	(セボシタビラについて) なぜ(特定第一種や特定第二種ではない) 国内希少野生動植物種に指定するのか。	31	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖技術が確立されており、繁殖個体が流通することで捕獲圧を軽減しているため。 ・本種の理解度・認知度を上げるために販売が有効なため。 ・販売の難しくなった業者が大量 	本種は環境省レッドリストにおいて絶滅危惧 I A 類 (CR) であり野生下での減少傾向が著しい一方、野外で採取された個体の販売事例が確認されてい

			<p>に野外に放流することやこれによる遺伝子汚染の可能性が否定できないため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖に必要な淡水二枚貝は池干し等の人の手が入らないと数を増やすことができず、保全に悪影響が生ずるため。 ・養殖業者の損失となるため。 ・観賞魚利用の文化が失われるため。 ・業者やアマチュアが保有する生息域外保全個体や繁殖技術が失われるため。 ・本種は他の亜種との識別が難しいため。 ・野外個体の採取規制をかけるべきであるため特定第一種が妥当。 ・本種は不特定多数のアマチュアが採取しているが、業者による採取はほとんどないため。 ・採取圧を低減させるためには、特定第二種国内希少野生動植物種に指定することで販売目的での譲渡を禁止して商品価値を無くし、業者による大量捕獲の動機を生じさせないようにする方が現実的。 ・生息域や繁殖場所が詳細に解明されておらず、指定により調査が滞る可能性があるため。 	<p>ます。また、国民からも国内希少野生動植物種への指定の提案が出されています。</p> <p>このような状況を踏まえ、有識者の意見も聞いた上で、国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。</p>
13	(セボシタビラについて) 国内希少野生動植物種への指定に賛成	1	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖個体の流通は、野外への放逐による本来の生息域外への定着や、在来個体群と放流個体の交雑による遺伝子汚染を招くおそれがあるため。 	<p>ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

14	(セボシタビラについて)産卵母貝の保全をすべき。	1	・二枚貝の多産する地域ではタナゴ類は容易に個体数が増える一方で、二枚貝を増やす手法が完全に確立されていないため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
15	(アリアケヒメシラウオについて)指定を再考すべき。	2	・本種は捕獲後に生かしたまま放流することはほぼ不可能であることに加え、調査等で混獲されることがあるため。	本種が確実に生息するのは特定の河川感潮域上部の狭い範囲に限られ、混獲のおそれは小さいと考えています。
16	(アリアケヒメシラウオについて)熊本の分布を削除しているのは科学的でない。	1	・熊本での調査が充分実施されていないため。	過去の調査で生息が確認されなかったため分布に含めておりません。今後も引き続き情報収集を行ってまいります。
17	(カザアナギセル、ガマアシナガアリ等洞窟性の種について)指定に賛成。ただし洞窟だけでなく周辺の環境も含めた保全が必要。また保全のために幅広い専門家の協力、モニタリング計画が必要。	1	・鍾乳洞は、内部だけでなくその周囲の外環境と地下環境に大きく影響されるため。 ・調査のために探検技術が必要なため。 ・洞窟性生物は研究が不十分でその生態や分布など不明な点が多いため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
18	(トクネニヤダマシギセルについて)国内希少野生動植物種としての指定に適していない。	1	・生息地は自然公園内であり開発や採取がされにくい ・個体数が多い ・大木に依存する種ではない	本種は生息範囲が限られる樹上性の種であり、標本の販売事例も確認されていることから、有識者の意見も聞いた上で、国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。
19	(カンアオイ及びテンナンショウの仲間について)栽培下での増殖がしっかり確認できた後に指定すべ	1	・指定後の価格の上昇により野外採取圧が高まる可能性があるため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	き。			
20	(ツシマヒョウタンボクについて) 指定すべきでない。指定する場合は特定第二種としての指定が妥当。	2	・繁殖個体が広く販売されているため。	本種については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧 I B 類に選定されているほか、自生地の個体が減少傾向にあることが確認されています。また、一方で人工繁殖個体が流通していることも確認しております。このような状況を踏まえ、有識者の意見も聞いた上で、繁殖個体の流通を認める特定第一種国内希少野生動植物種としての指定が妥当と判断しております。なお、特定第二種国内希少野生動植物種として指定された場合には繁殖個体の販売や頒布をすることはできません。
21	(サガミジョウロウホトトギスについて) キイジョウロウホトトギスほどは生産されていない。	1	・花が付かず、人気が無いため。	本種については、人工繁殖個体の生産と流通が確認されていることから、有識者の意見も聞いた上で、繁殖個体の流通を認める特定第一種国内希少野生動植物種としての指定が妥当と判断しました。
22	(ホトトギス属の植物 3 種について) 特定第二種国内希少野生動植物種としての指定が妥当。	2	・繁殖個体が広く販売されているため。 ・愛好家間での繁殖個体の譲渡がされているため。	ホトトギス属の植物 3 種については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧 I B 類 (EN) に選定されており、野外個体は危機的状況であるほか採取圧もある一方で人工繁殖個体

				が流通していることから、有識者の意見も聞いた上で、繁殖個体の流通を認める特定第一種国内希少野生動植物種としての指定が妥当と判断しております。なお、特定第二種国内希少野生動植物種は繁殖個体の販売や頒布をすることはできません。
23	(ホトトギス属の植物3種について) 特定第一種国内希少野生動植物種としての指定に疑問。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖個体を栽培している業者や一般の方の数が多く、特定国内種事業者制度の手続きに係る周知と実行が難しいため。 ・自生地の範囲が広く、個体数が多く、採取もされないため絶滅する恐れはないため。 	特定国内種事業者制度等について、引き続き周知して参ります。また、ホトトギス属の植物3種については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧IB類(EN)に選定されており、野外個体は危機的状況であるほか採取圧もある一方で人工繁殖個体が流通していることから、有識者の意見も聞いた上で、繁殖個体の流通を認める特定第一種国内希少野生動植物種としての指定が妥当と判断しました。
24	(ヒメイバラモについて) 現時点では指定は見送ったほうが適当ではないか。	1	・本種は、専門家であっても近縁種イバラモとの識別等が難しい種であるため。	本種については、有識者ヒアリング等により、イバラモと識別できることから、有識者意見を踏まえ、国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。
25	(タイワンエビネについて) 特定第一種国内希少野生動植物種としての指定が妥当。	1	・栽培や増殖が容易であるため。	本種については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧IB類に選定されており、自生地における個体

				数が減少していること、人工繁殖個体の流通はほとんどないことを確認しております。これらを踏まえ、有識者の意見も聞いた上で、国内希少野生動植物種としての指定が妥当と判断しました。
26	(ヒメシラヒゲランについて) 存続を脅かす要因を排除するための入山者の対策が必要。	2	・盗掘、踏みつけのリスクを回避するため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
27	(イイデトリカブトについて) 国内希少野生動植物種へ指定すべきでない。	1	・個体数が過小評価されているほか、分類学的問題があり、本種が採取される可能性は低いため。	本種は、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧 I A 類 (C R) に選定されているほか、自生地における個体の減少傾向があり、採取もされていることが分かっています。このような状況を踏まえ、有識者からの意見を聞いた上で、国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。
28	(イスミスズカケについて) 特定第一種国内希少野生動植物種に指定すべき。	4	・人工繁殖個体が販売され、繁殖個体の量産は可能であることから特定第一種国内希少野生動植物種としての指定が適当。	本種は、近縁種との交雑や交雑個体の植え戻しによる野生個体群への保全上の悪影響が懸念されているため、有識者意見等を踏まえ、特定第一種国内希少野生動植物種としては指定しないことが妥当と判断しました。
29	(****について) 林道への立ち入りを	2	・園芸採取を防ぐため。 ・生育地である森林環境の保全が	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	制限するべき。また生育地の森林伐採を制限するべき。 ※生育地が推測できることから種名を伏せています。		現状では担保されていないため。 ・種指定だけでなく具体的保護策も講じるべきであるため。	
30	特定第二種国内希少野生動植物種制度や保全にあたっての留意事項について周知が必要。	3	・タガメの認知度が高いことや、過度の捕獲や放流の懸念もあることから、制度等について周知が必要なため。	特定第二種国内希少野生動植物種の制度や保全のための留意事項について、今後周知を図って参ります。
31	(特定第二種国内希少野生動植物種の指定について) 国外の研究者等への研究用等の個体の譲渡し等の手続きについて周知してほしい。	1	・誤解による輸送停止・荷物破棄・焼却等のトラブル発生を未然に防ぐ必要がある。	輸出に係る手続きは通常の国内希少野生動植物種と同様になります。制度については引き続き周知して参ります。
32	(特定第二種国内希少野生動植物種の指定に係る周知等について) 捕獲風景を収めた動画投稿を控えるよう周知・規制してほしい。	1	・近年、ウェブ上の動画投稿サイトへ希少種の捕獲風景を収めた動画が多数投稿されており、動画から生息地が割り出され、捕獲圧が高まる可能性がある。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
33	特定第二種国内希少野生動植物を輸出入する際、価格の記述はどのようにすればよいのか。	2	・個体を輸出入する場合、発送手続きにおいてその価値(価格)を記載する必要があるため。	国内希少野生動植物種の個体等は、特定第一種国内希少野生動植物種として指定されたものを除き、輸出入が規制されています。
34	特定第二種については卵も指定されるのか。	1	・希少野生動植物種専門家科学委員会の資料では、トウキョウサンショウウオとタガメについて「卵・種子の指定」の欄と「特定第二種」の欄のそれぞれに「○」が付いており、読み取りにくい。	今回指定する特定第二種国内希少野生動植物種のうち、トウキョウサンショウウオとタガメについては卵の採取についても規制対象となります。ただ

				し、規制される行為は成体と同じく販売・頒布目的での採取等及び譲渡し等のみです。
35	(特定第二種国内希少野生動植物種として指定する3種について) 生息地等保護区の拡大が必要。	1	・3種すべてが「イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある」の 카테고리であるため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
36	特定第二種国内希少野生動植物種に関する公表資料(資料1-2)に誤りがある。	1	—	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
37	特定第二種国内希少野生動植物種の指定について、分布情報の公表は都道府県レベルの記載にすべき。	1	—	特定第二種国内希少野生動植物種の候補種については、分布が広く、各地の保全活動については広報することが保全につながる場合もあると考えています。
38	(トウキョウサンショウウオについて) 特定第二種国内希少野生動植物種としての指定に賛成。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地での開発、農業の衰退、里山環境の減少、外来種の影響などから個体数が減少しているため。 ・その状況で、近年はネットオークションで生体や卵塊の販売が続けられ、個人の愛玩飼育や販売のための捕獲によって絶滅に追い込まれる可能性が高いため。 ・本種の捕獲、販売が禁止されることによる保全上の効果が十分に期待される。 	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
39	(トウキョウサンショウウオについて) 保護増殖事業計画の策定、生息地等保護区の	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で市民主体の保全活動が行われており、その推進が有効であるため。 ・生息地の開発を防ぐため。 	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	設定をすべき。			
40	(トウキョウサンショウウオについて) 放逐の規制をすべき。	1	・一部地域において他地域から持ち込まれた個体の放流が見られ、一部は国内外来種として定着してしまっているため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
41	(カワバタモロコについて) 繁殖個体の販売や譲渡し等は認めるべき。	2	・飼育下繁殖が容易に実施できるため。 ・販売規制により密漁や本来の生息地でない場所への放流が行われると考えられるため。 ・飼育により自然に興味を持つ機会が失われるため。	本種は販売件数が多く、また販売件数に占める野外採取個体の割合が高ことから、有識者の意見も聞いた上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。なお、環境教育や個人での愛玩飼養を目的とする捕獲は指定後も引き続き可能です。
42	(タガメについて) 悪影響を与える農薬も規制すべき	3	・カメムシ類駆除を目的とした薬剤が水田で散布されており、タガメにも駆除効果を及ぼすため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
43	(タガメについて) 生息地の保全が必要。	1	・開発により本種に適した生息環境が減少しているため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
44	(タガメについて) 保全対策のため農政関係との調整を行って欲しい。	1	・個人所有の水田や池に生息することが多く、対策が難しいため。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
45	(タガメについて) 放逐行為を規制するべき。	1	・本種は他地域から持ち込まれた個体の放流があり、一部地域では国内外来種として定着してしまっている。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
46	(タガメについて) 販売が禁止されることにより乱獲が起きるのではないかと。	1	・販売が禁止されることによりこれまで捕獲していた人以上の人が生息地に立ち入る可能性があるため。	過度な捕獲を行わないよう周知するとともに、指定後の生息状況の変化については引き続き情報を収集する予定です。
【その他の意見】				
1	国内希少野生動植物	1	—	今回の施行令改正の対象

	種について、特定第二種国内希少野生動植物への変更や指定の解除に向けた保全上の目標を設定すべき。			種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
2	国内希少野生動植物種の生息地・生育地への人為的影響排除についても法に盛り込んでいただきたい。	1	・生息地・生育地への悪影響として、例えば過度の森林伐採、宅地造成などの人為的な影響が大きいと思われる。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
3	国内希少野生動植物種について人為的に繁殖させた個体であれば自由に扱えるようにすべき。	1	・子どもが生物について学ぶため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
4	これまで特定第一種国内希少野生動植物種に指定される動物が無いことについてその理由を説明してもらいたい。	1	・繁殖業者・愛好者による生息域外保全活動の妨げになるため。	これまで動物における特定第一種国内希少野生動植物種制度の有効性を十分に確認できなかったためです。
5	特定第一種と特定第二種の複合のような、野生個体の販売のみを禁止する制度があってもよいと考える。	1	・生息地の消失や外来種による侵略が要因となって数を減らしている絶滅危惧種を円滑に生息域外保全に取り組めるようにすべきであるため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
6	生息地・生育地の環境の保全を優先すべき。採集された個体が海外に流出しないようにする対策が必要。飼育下で繁殖された個体については商業取引可能にすべき。	1	・一部の動物に関しては、飼育下繁殖個体を流通させることにより、野生個体への捕獲圧がかからないようにする活動している人がいるため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
7	素人では飼育や繁殖が困難な種は国内希	1	・指定により生息域外保全個体が存続できなくなる可能性がある	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	少野生動植物種へ指定すべきでない		ため。	ませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
8	国内希少野生動植物種への指定だけでなく保護対策を実施すべき。	1	・指定するだけでは採集を禁止する天然記念物の指定と変わりがないため。	国内希少野生動植物種の指定種について引き続き保全を推進して参ります。
9	種の保存法における植物の分類体系として APG 分類体系を使用すべき。	1	・現在は使われていない新エンゲラー分類体系が使用されているため。	適切な法の運用の観点から、ワシントン条約との整合性や A P G 分類体系の普及具合等を十分に踏まえる必要がありますが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
10	国内希少野生動植物種に係る提案の募集について、環境省は提案者に対して応募した種名を明かさないうように周知すべき。	1	・指定候補の公表は指定前の駆け込み捕獲・採取を誘発するため。 ・一部団体により、種名を挙げて応募内容が公表された事例があるため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
11	特定第一種国内希少野生動植物種の対象分類群や基準を明確にすべき。	2	・指定の対象分類群や運用が曖昧であるため。 ・現状指定は植物に限定されているが、魚類や両生類、爬虫類には研究者や養殖業者、在野のアマチュアにより生息域外保全がされている種がある。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
12	特定第二種国内希少野生動植物種の制度の新設に賛同する。	1	・日本では生物の基礎研究や地域での保全活動などに、一般の自然愛好家や在野の研究者が貢献している部分が非常に大きい。 ・国内希少野生動植物種への指定による一律的な捕獲規制が増えていった場合、保護に必要な情報が集まらなくなることを危惧していた。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

13	特定第二種国内希少野生動植物種の水生生物の指定を更に増やすべき。	1	・水生生物には、生息地が局所的な上、愛好家に人気が高い種が他にもいるため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
14	特定第二種国内希少野生動植物種について、農地の多面的機能・環境保全型農業直接支払制度が保護活動に活用できるようにするなど、省庁間の連携の検討を求める。	1	・二次的自然である農地等を生育地とする種が多いため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
15	インターネットオークション等ウェブサイトへの監視又は規制を強めるべき。	1	・個人による乱獲個体の販売の温床になる事が多いため。 ・絶滅危惧種が出品されていて懸念の声も多いが運営主体による対策はされていないため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
16	一般の愛好家が保全に協力できる仕組みがあるとよい。	1	・悪質な愛好家が存在する一方で、保全に貢献したいと考える愛好家も存在するため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
17	特定第一種国内希少野生動植物種の販売収益を保全のための費用に充てるシステムを作りたい。	1	・活動に参加できない方でも保全に協力できる手段となるため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
18	絶滅危惧種の減少要因に園芸採取を挙げるとは極端。また生産者から生産技術を集めるべき。	1	・生産者は品質向上とコストダウンの努力をしており、野生個体を販売目的で採取しないはず。 ・安定した繁殖方法を確立するために生産者からの技術を集めるべき。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見につきましては今後の施策の参考にさせていただきます。なお、採取により存続を脅かされている絶滅危惧種も存在していると認識して

				います。
19	捕獲許可申請などを円滑に行えるよう配慮して欲しい。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に貢献できる調査研究が遅滞なく進められるようにするため。 ・許認可を得にくくなると調査研究が妨げられ、保全の障壁となる。 	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
20	2020年までに希少野生動植物種を300種指定することを目指す目標は目標設定が本来の目的からかけ離れている。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の目的は希少種の保全であり、必要なのは数値目標ではなく個々に必要な対策を行い、保護増進を図ることである。 ・数値目標を設定するのであれば最終的に指定種0を目指すべき。 ・指定により国民が生物に触れる機会が少なくなる。 	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、平成25年度の種の保存法改正時の国会附帯決議により、当面、2020年までに300種を指定することを目指す、候補種の選定について検討することが求められていますそれぞれの種の指定は科学的知見を踏まえて適切に行ってまいります。
21	国内希少野生動植物種への指定や指定からの解除について条件を明確にすべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方の理解・協力を得るため。 ・明確な目的が定められていない状態では、種の行く末が運任せとになってしまうため。 	指定や解除の条件については、希少野生動植物種保存基本方針に明記されています。
22	指定前に流通名を把握した上で市場の調査をすべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・流通名が和名でない種を対象に過剰な規制をしている例があるため。 	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
23	絶滅危惧種の保護のためには、種の指定と共に生息地等保護区の拡大や保護増殖事業の対象種も拡充させることが必要。またそのために予算の拡充も必要。	1	—	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
24	国内希少野生動植物	1	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存には生息地の保護が必 	今回の施行令改正の対象

	種は環境影響評価法において開発の回避をより厳密に行うなど、環境政策全体としての手立てが必要。		要不可欠であるため。	種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
25	国民から提案された種の半分が国内希少野生動植物種に指定されていることは評価できる。今後も積極的に提案を呼びかけて欲しい。	1	—	国民からの提案制度について引き続き周知を図って参ります。
26	必要に応じて、NGO や地域の研究者などの調査研究を補助するなど、調査にかかわる人材の裾野を広げる必要がある。	1	・市民による調査等に限界があり把握の難しい環境（例：沿岸域、海域、高山域等）では、生物種の科学的データが得づらく保護の必要性の把握も遅れがちだと考えられるため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
27	****を国内希少野生動植物種へ指定すべき。 ※今回3種について同様の意見がありましたが、種の保存の観点から種名は伏せております。	3	・実質的に人工繁殖不可能であるにも関わらず採集品と考えられる個体が流通しているため。 ・鑑賞価値が高く商業的生産も行われていないため。 ・近年再発見されたが、生息地、個体数共に少ないため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の制度もごさいます。 http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html
28	****について国内希少野生動植物種への指定の準備をすべき。 ※種名は伏せております。	1	・観賞価値が高く商業的生産も行われていないため。	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の

				<p>制度もございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html</p>
29	<p>****もあわせて規制すべき。</p> <p>※分類群名は伏せてあります。</p>	1	<p>・乱獲や放流が問題となっているため。</p>	<p>今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の制度もございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html</p>
30	<p>****を特定第一種国内希少野生動植物種へ指定すべき。</p> <p>※種の保存の観点から種名は伏せております。</p>	1	<p>・今後さらに採集圧がかかった場合は、少数でも個体群維持に影響を及ぼすことが容易に予想できる一方で、繁殖技術は確立されているため。</p>	<p>今回の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の制度もございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html</p>
31	<p>特定第二種国内希少野生動植物種への指定の検討をすべき。</p> <p>※今回3種について同様の意見がありましたが、種の保存の観点から種名は伏せております。</p>	3	<p>・販売目的の乱獲やその疑いがあるため。</p> <p>・都道府県による規制がされていない地域で採集が集中している可能性があるため。</p>	<p>今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の制度もございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo</p>

				/teianbosyu.html
32	<p>****科全種、** **等は早急に特定 第二種に指定すべき。 ※分類群名は伏せて あります。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・共にインターネットオークション、ショップで大量販売されている。 ・外来種や開発に伴う生息地の減少が脅威となっている。 ・採取圧を考慮して迅速な指定が必要。 	<p>今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の制度もございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html</p>